

豊川市監査公表第20号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成30年6月4日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	富 田 潤

【別紙】

定期監査結果に基づく措置通知書（市民部市民協働国際課）

監査実施期間 平成29年 7月27日から
平成29年11月15日まで

豊川市監査公表第1号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 豊川市民憲章推進事業交付金交付要綱について、補助の目的、補助対象経費及び補助額が不明確であるため、改正されたい。</p>	<p>1 豊川市民憲章推進事業交付金交付要綱を改正し、補助の目的、補助対象経費及び補助額を明確にし、平成30年4月1日から施行するよう改善した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成30年5月31日現在のものである。